

宇土市重層的支援体制整備事業への移行準備事業（相談支援包括化推進）業務委託 プロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザル実施の目的

社会福祉法第106条の4に規定された重層的支援体制整備事業への移行準備を推進するため、多機関協働の取組及びアウトリーチ等を通じた継続的支援の取組を行う。事業を円滑に実施するために、事業者の業務遂行能力を見極めた上で選定するため公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するもの。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

宇土市重層的支援体制整備事業への移行準備事業（相談支援包括化推進）業務委託

(2) 業務仕様

「宇土市重層的支援体制整備事業への移行準備事業（相談支援包括化推進）業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日の3年間

ただし、重層的支援体制整備事業（本事業）への移行準備が整い次第、本事業へ移行する場合がある。

(4) 委託金額

上限額 18,750,600円（消費税及び地方消費税を含む。）

【内訳】

令和5年度 6,153,400円

令和6年度 6,250,200円

令和7年度 6,347,000円

※上限額を超える提案については認めないため留意すること。各年度の上限額も同様とする。

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 宇土市における当該業務に係る競争入札参加資格を有し、かつその期間中に指名停止措置を受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、それぞれの申立てがなされた者であっても、参加申し込み時点において裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けた者は、この限りではない。
- (4) 宇土市暴力団排除条例（平成23年条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等、同条第4号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (5) 本業務に関する十分な実績及び能力を有し、かつ、当該事業を適正に実施できること。具体的には、過去5年以内に他自治体において重層的支援体制整備事業への移行準備事業（多機関協働事業等）又はこれに類する業務を受託した実績を有していること。

4 参加申込み・提案書等の提出

- (1) 提出書類及び部数
提出書類及び部数は、別紙1「提出書類の作成について」のとおり。
- (2) 留意事項
副本については、添付した表紙を除き、参加事業者が特定できるような名称、ロゴマークは使用しないこと。
- (3) 提出方法
持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、「特定記録郵便」又は「簡易書留」とし、提出期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。
- (4) 提出先
「10 担当課（問合せ先）」に同じ
- (5) 提出期限
 - ①参加申込み 令和5年2月 7日（火） 午後5時（必着）
 - ②提案書類 令和5年2月21日（火） 午後5時（必着）

5 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式7）により、電子メールにて提出すること。また、提出時には、別途、電話によりメールの受信確認を行うこと。なお、電子メール以外での質問の受付は行わない。

(2) 提出期限

令和5年1月31日（火） 午後5時まで（必着）

(3) 提出先

メールアドレス：fukushi03@uto.kumamoto.jp「10 担当課（問合せ先）」に同じ。

(4) 回答方法

電子メールにより随時行う。また、共通に提供すべき情報である場合は、質問及び回答の内容を全応募事業者に周知する。

6 受託候補者の選定手順

審査は、「宇土市重層的支援体制整備事業への移行準備事業（相談支援包括化推進）業務委託公募型プロポーザル評価委員会」において、提案書等の提出された書類及びヒアリング等の内容を審査し、本業務に最も適していると認められる事業者を選定する。

ただし、評価委員会で審査した結果、市が求める提案となっていないと認められる場合は、受託候補者とはしないものとする。

なお、参加申込が1者のみの場合は、採点が評価委員数×60点に達していれば選定する。達していない場合は、要件水準を満たしていないものとして受託候補者とししない。

(1) 資格確認審査

参加申込み時に提出された書類により参加資格確認を行い、参加資格審査結果通知書を送付する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

①日時・場所 令和5年3月2日（木）予定・市仮設庁舎 ※別途通知する。

②説明時間 プレゼンテーション15分以内、質疑応答20分程度

③説明者 3名以内

④留意事項

- ・プレゼンテーション及びヒアリングに使用する資料は、既に提出済みの提案書等のみとし、新たな資料等の提示は認められない。
- ・プレゼンテーションに必要な機器は参加者が用意すること。プロジェクター及びスクリーンについては市が準備する。

- ・プレゼンテーションの資料には、参加者を特定することができるような表示及び表現をしないよう留意すること。
- ・欠席の場合は、辞退とみなす。

(3) 評価基準

評価項目及び配点は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------|
| ① 業務実績に関する事項 | 35.0点 |
| ② 企画提案書に関する事項 | 60.0点 |
| ③ 参考見積に関する事項 | 5.0点 |

7 全体にかかる留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書は1事業者につき1案とする。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は認められない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等の著作権は企画提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 提出書類は、宇土市情報公開条例（平成11年条例第1号）に基づく公文書開示請求の対象とする。
- (7) 企画提案書等の提出後に参加を辞退する場合、速やかに担当課へ連絡すること。（様式6を提出）
- (8) 失格

次の条件のいずれかに該当する場合には、失格とする。

 - ① 提出資料等が本要領の提出方法や条件に適合しない場合
 - ② 虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合
 - ③ その他、本要領に違反すると認められた場合
 - ④ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
 - ⑤ 契約締結までの間に指名停止の措置や指名除外の措置を受けた場合

8 契約・その他

- (1) 業務委託契約
 - ① 契約の締結

受託者として選定された者と見積合わせを行った上で契約手続きを行う。受託者として選定された者は、本プロポーザルの審査の結果、最適な契約先相手として選定された者であり、宇土市契約事務規則（平成14年規則第16号）に基づく契約手続きの完了までは、発注者との契約関係が生じるものではないので留意すること。

② 契約に係る業務内容

契約に係る業務内容は、別途、仕様書に定めることとする。なお、契約締結の際に、プロポーザルの内容に即して仕様書の変更を行う場合もあり得るが、提案が必ず仕様に反映されるわけではないことに留意すること。

9 実施スケジュール

	主体	内 容	期間等	備考
1	市	実施要領，仕様書公表 (募集開始)	令和5年1月25日(水)	市ホームページ
2	事業者	質疑の受付締め切り	令和5年1月31日(火) 午後5時まで	電子メール
3	市	質疑への回答	令和5年2月2日(木)	電子メール
4	事業者	参加申込み	令和5年2月7日(火) 午後5時まで	持参・郵送
5	市	参加資格確認結果通知書等送付	令和5年2月9日(木)	電子メール
6	事業者	提案書等の提出期間	令和5年2月21日(火) 午後5時まで	持参・郵送
7	事業者	プレゼンテーション	令和5年3月2日(木)	※予定
8	市	結果通知送付・選定結果公表	令和5年3月中旬	※予定

10 担当課（問合せ先）

〒869-0492 熊本県宇土市浦田町 51

宇土市 健康福祉部 福祉課 福祉政策係

TEL：0964-22-1111（内線 410） FAX：0964-22-5515

E-mail：fukushi03@uto.kumamoto.jp